

# 広島市スポーツ推進審議会条例

〔 昭和 5 1 年 3 月 3 1 日  
条 例 第 4 2 号 〕

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）第 3 1 条の規定に基づき、広島市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、スポーツ基本法第 3 5 条に規定するもののほか、市長又は教育委員会の諮問に応じて、本市におけるスポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長又は教育委員会に建議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 3 0 人以内をもつて組織する。

(任期)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会の意見を聴いて、市長が任命する。

- (1) スポーツに関する学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 7 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第 4 条第 1 項各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

(委任規定)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日条例第32号 抄)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月30日条例第35号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に広島市スポーツ振興審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第4条第1項の規定により、広島市スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、同日におけるその者の広島市スポーツ振興審議会の委員としての残任期間と同一とする。